

つくば市子育て総合支援センター
指定管理者候補者選定検討結果報告書

令和3年(2021年)10月26日
つくば市指定管理者候補者選定検討会議
(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 2 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくば市子育て総合支援センター
- (2) 所在地 資料 2 「つくば市子育て総合支援センター施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくば市子育て総合支援センター施設概要」参照
- (4) 設置年 資料 2 「つくば市子育て総合支援センター施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくば市子育て総合支援センター条例（平成 22 年つくば市条例第 27 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「つくば市子育て総合支援センター施設概要」参照

3 指定予定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所属等	氏名	備考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	市民委員	井口 晃弘	外部委員
3	税理士	川端 京子	

4	茨城大学 社会連携センター	武田 直樹	
5	イオンモールつくば ゼネラルマネージャー	福留 健太	
6	社会保険労務士	宮田 美冬	
7	市民委員	村上 義孝	
8	政策イノベーション部次長	杉山 晃	庁内委員
9	財務部長	中島 弘志	
10	こども部長（施設所管部長）	中山 由美	

5 選定までの経過

令和3年7月19日（月）～令和3年8月20日（金） 募集要項配布

令和3年7月19日（月）～令和3年8月13日（金） 質問受付

令和3年7月29日（木） 現地説明会

令和3年8月2日（月）～令和3年8月20日（金） 申請書類受付

令和3年8月23日（月）～令和3年10月13日（水）

第一次審査（こども部こども政策課、政策イノベーション部企画経営課
による書類審査）

令和3年10月26日（火） 指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】 名称：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

所在地：東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

【申請者2】 名称：特定非営利活動法人茨城YMCA

所在地：茨城県つくば市東新井24番地7

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	申請者2	市上限額
令和4年度	39,660千円	32,350千円	41,212千円
令和5年度	39,995千円	31,650千円	41,212千円
令和6年度	40,323千円	32,150千円	41,212千円
令和7年度	40,654千円	31,889千円	41,212千円
令和8年度	40,988千円	31,800千円	41,212千円

8 審査

募集要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（書類審査／こども部こども政策課、政策イノベーション部企画経営課）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料3参照）に基づき、採点表（資料4参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

- (1) 候補者

【申請者1】

名称：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

所在地：東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

代表者：代表取締役 山田 智治

設立：昭和61年11月1日

資本金：1億円

事業内容：学校、病院、寮、保養施設、社会福祉施設等の給食業務の請負及び栄養管理、指導に関する業務。各種施設の総合管理業務の請負及び運営。乳幼児及び児童の保育の請負。地域子育て支援拠点事業の管理運営業務の請負。児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター、子供クラブ等の管理運営業務の請負等。

主な実績：資料7（類似施設業務実績一覧表）参照

- (2) 次点候補者

【申請者2】

名称：特定非営利活動法人茨城YMCA

所在地：茨城県つくば市東新井24番地7

代表者：代表理事 稲本 修一

設立：平成11年10月19日

資産の総額：3730万1869円

事業内容：青少年の健全育成を図る事業。青少年の野外教育活動事業。生涯教育及び社会教育の場を提供する事業。児童福祉法に基づく幼児教育・乳幼児保育の事業等。

主な実績：資料7（類似施設業務実績一覧表）参照

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第6条の2及び第6条の3に基づき、申請者1を候補者として選定し、申請者2を次点候補者として選定した。

〇つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

平成18年10月12日

告示第345号

改正	平成19年 3 月28日告示第135号	平成20年 8 月 1 日告示第438号
	平成21年 5 月26日告示第245号	平成22年 3 月30日告示第146号
	平成23年 3 月31日告示第164号	平成25年 5 月24日告示第401号
	平成27年 3 月31日告示第383号	平成27年 9 月 2 日告示第1086号
	平成29年 3 月31日告示第422号	平成29年 6 月28日告示第778号
	平成30年 4 月23日告示第506号	

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（平20告示438・一部改正）

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

（平20告示438・全改）

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの
 - (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、公募により市長が選定するもの
 - (3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定
予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員
- 4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の
指定管理者の指定を行う日までとする。

（平19告示135・平21告示245・平23告示164・平25告示401・平27告示
383・平29告示422・平29告示778・平30告示506・一部改正）

（会議等）

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、副市長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員
がその職務を代理する。
- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 検討会議の会議は、公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数
以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができ
る。
 - (1) つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条各号の不開示
情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められ
る場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席す
ることができない。ただし、条例第4条第2項に規定する者を指定予定施設の指
定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りでな
い。

(平19告示135・平25告示401・平27告示1086・平29告示778・一部改正)

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

(平25告示401・一部改正)

(結果の公表)

第6条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

(平21告示245・平22告示146・平23告示164・平27告示383・平29告示422・一部改正)

附 則

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

附 則 (平成19年告示第135号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第438号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第245号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第146号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第164号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第401号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年告示第383号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第1086号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年告示第422号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第778号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年告示第506号）

この告示は、公表の日から施行する。

つくば市子育て総合支援センター 施設概要

(1) 名称

つくば市子育て総合支援センター

(2) 所在地

つくば市流星台61番地 1

(3) 施設の設置目的

市民が安心して子育てができる環境の充実を図るため、子育ての支援に資する事業を総合的に行う。

(4) 設置日

平成23年4月1日

(5) 施設根拠（条例名）

つくば市子育て総合支援センター条例（平成22年つくば市条例第27号）

(6) 施設の概要等

① 敷地面積

3,238.58m²

② 施設

ア 構造 鉄骨造平屋建

イ 施設概要 子育て親子のつどいの場、一時預かり室、多目的室、創作室、相談室、事務室、ラウンジ

※多目的室は2分割可

ウ 建築面積 637.12 m²

エ 延床面積 617.60 m²

オ 建築時期 平成22年11月（平成23年4月1日開館）

③ 設備

ア 空調設備 各部屋設置

イ 床暖房設備 子育て親子のつどいの場及び一時預かり室に設置

ウ その他 消防設備、自家用電気工作物

④ その他

園庭 約 255 m²

駐車場 28 台分

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

- 2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

- 2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

- 2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上と

なった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支
予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

附 則

この基準は、平成28年8月9日から施行する。

この基準は、平成29年2月3日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力) ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合計点数				(基準点)
適・否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1 施設の概要

施設概要	名称					
	所在地					
	関係条例等					
	設置目的					
指定管理者	名称					
	所在地					
指定管理業務の内容						
指定期間						
総合評価(年度評価)	和暦年度 (西暦年度)	和暦年度 (西暦年度)	和暦年度 (西暦年度)	和暦年度 (西暦年度)	和暦年度 (西暦年度)	

管理運営実績データ

施設名

施設名	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)			
収支状況			

2 評価結果

評価項目		
(1) 管理状況		評点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	
【評価の理由】		
(2) 運営状況		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。地域の住民や団体との連携が図られているか。地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	
【評価の理由】		

2 評価結果

評価項目			
(3) 収支状況	項目	視点	評点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	
	【評価の理由】		

【総合評価】

合計評点	評価ランク
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。	

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回る素晴らしい成果があがったもの
 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
 A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
 B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
 C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
 (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
 D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
 (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加
 A: 3点加
 B: 0点
 C: 3点減
 D: 5点減

※更新評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

つくば市子育て総合支援センター 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配 点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	シダックス	茨城YMCA	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5			3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7			4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7			4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	7			4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5			3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5			3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点を取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	7			4
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5			3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5			3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5			3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5			3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	7			4
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状 況、事業報告書、収 支決算書、納税	7			4
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等 活動状況、事業報告 書	5			3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認 シート	5			3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		7			4
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表	—		—	—
合 計 点 数			94			(基準点) 55
適 ・ 否						

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設

つくば市子育て総合支援センター

所管課

こども部こども政策課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
シダックス大新東 ヒューマンサービス 株式会社	石岡小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	府中小児童クラブ1～4(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	高浜小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	東小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	三村小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	関川小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	北小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	南小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	杉並小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	園部小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	瓦会小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	林小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	恋瀬小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	葦穂小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	吉生小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	柿岡小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	小幡小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	小桜小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	石岡小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	府中小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
高浜小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無	
東小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無	
三村小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無	

関川小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
北小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
南小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
杉並小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
園部小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
東成井小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
瓦会小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
林小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
恋瀬小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
葦穂小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
吉生小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
柿岡小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
小幡小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
小桜小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
霞ヶ浦南小児童クラブ1～4(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
霞ヶ浦北小児童クラブ1～3(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
志筑小児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
新治小児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
七会小児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
上佐谷小児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
下稲吉児童クラブ1～2(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
下稲吉東小児童クラブ1～2(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
稲吉児童館児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
大塚児童館児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
新治児童館児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
つくばみらい市みらい平児童館	指定管理	平成26年11月～	無
つくば市子育て総合支援センター	指定管理	平成23年4月～	無
つくば市秀峰筑波児童クラブA～D	委託	平成23年4月～	無
つくば市学園の森児童クラブA～D	委託	平成24年4月～	無

つくば市学園の森児童クラブE~J	委託	平成31年4月~	無
つくば市みどりの学園児童クラブA~D	委託	平成27年4月~	無
つくば市みどりの学園児童クラブE~G	委託	平成31年4月~	無
つくば市みどりの学園児童クラブH~I	委託	令和2年4月~	無
つくば市みどりの学園児童クラブJ	委託	令和3年4月~	無
龍ヶ崎市龍ヶ崎小学童保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市松葉小学校保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市龍ヶ崎西小学童保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市馴柴小学校保育ルームA~D	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市長山小学校保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市馴馬台小学校保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市久保台小学校保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市八原小学校保育ルームA~F	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市大宮小学童保育ルーム	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市川原代小学童保育ルーム	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市城ノ内小学童保育ルームA~D	委託	令和2年4月~	無
笠間市児童館	指定管理	平成24年4月~	有
笠間市ファミリーサポートセンター	指定管理	平成31年4月~	無
小川南小放課後児童クラブ1~3(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
野田小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
上吉影小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
下吉影小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
竹原小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
羽鳥小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
堅倉小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
納場小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
日立市放課後子どもクラブ(諏訪校)	委託	令和3年5月~	無
日立市放課後子どもクラブ(豊浦校)	委託	令和3年5月~	無
日立市放課後子どもクラブ(日高校)	委託	令和3年5月~	無
日立市放課後子どもクラブ(大沼校)	委託	令和3年5月~	無

神栖市息栖小児童クラブA～D	委託	平成24年4月～	無
神栖市深芝小児童クラブA～D	委託	平成27年4月～	無
神栖市大野原小児童クラブA～D	委託	平成27年4月～	無
神栖市大野原西小児童クラブA～C	委託	平成27年4月～	無
神栖市横瀬小児童クラブA～D	委託	平成27年4月～	無
神栖市軽野小児童クラブA～C	委託	平成27年4月～	無
神栖市柳川小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
神栖市軽野東小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
神栖市太田小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
神栖市須田小児童クラブA～C	委託	平成27年4月～	無
神栖市植松小児童クラブA～E	委託	平成27年4月～	無
神栖市やたべ土合小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
神栖市波崎西小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
神栖市波崎小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級すくすくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校放課後子ども教室	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級きらきらクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級にこにこクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級のびのびクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級わくわくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級ぐんぐんクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市寿小学校開放学級すくすくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市寿小学校開放学級わくわくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市寿小学校開放学級放課後子ども教室	委託	令和2年4月～	無
水戸市寿小学校開放学級にこにこクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市見川小学校開放学級すくすくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市見川小学校放課後子ども教室	委託	令和2年4月～	無
水戸市見川小学校開放学級にこにこクラブ	委託	令和2年4月～	無

水戸市千波小学校開放学級すくすくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市千波小学校開放学級わくわくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市千波小学校放課後子ども教室	委託	令和2年4月～	無
水戸市千波小学校開放学級にこにこクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市梅ヶ丘小学校放課後子ども教室	委託	平成31年4月～	無
水戸市梅ヶ丘小学校開放学級きらきらクラブ	委託	平成31年4月～	無
水戸市梅ヶ丘小学校開放学級すくすくクラブ	委託	平成31年4月～	無
水戸市梅ヶ丘小学校開放学級にこにこクラブ	委託	平成31年4月～	無
水戸市梅ヶ丘小学校開放学級わくわくクラブ	委託	平成31年4月～	無
水戸市笠原小学校開放学級すくすくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市笠原小学校開放学級きらきらクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市笠原小学校開放学級にこにこクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市笠原小学校開放学級わくわくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市笠原小学校放課後子ども教室	委託	令和2年4月～	無
潮来小学童クラブ(潮来市)	委託	平成30年4月～	無
津知小学童クラブ(潮来市)	委託	平成30年4月～	無
日の出小学童クラブ(潮来市)	委託	平成30年4月～	無
牛堀小学童クラブ(潮来市)	委託	平成30年4月～	無
小川南小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
野田小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
上吉影小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
下吉影小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
竹原小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
羽鳥小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
堅倉小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
納場小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
※団体の概要書より茨城県内のみ抜粋(参考) 全国受託実績(37都道府県、130自治体、1,438か所)			

特定非営利活動法人茨城YMCA	茨城YMCA幼保園	その他	平成11年～	無
	YMCAつくばオリーブ園	その他	平成30年5月～	無
	牛久オリーブ保育園	その他	令和2年4月～	無
	こひつじクラブ(つくば市)	その他	平成29年4月～	無
	こひつじクラブ(牛久市)	その他	令和3年3月～	無
	第1わいわい児童クラブ(つくば市)	委託	平成18年4月～	無
	第2わいわい児童クラブ(つくば市)	委託	平成26年4月～	無
	YMCA第1国際児童クラブ(つくば市)	委託	平成27年4月～	無
	YMCA第2国際児童クラブ(つくば市)	委託	平成29年4月～	無
	わいわい児童クラブみどりの(つくば市)	委託	平成26年4月～	無
	YMCAみどりの児童クラブ(つくば市)	委託	平成31年4月～	無
	わいわい児童クラブ牛久(牛久市)	委託	平成27年4月～	無
	大曾根児童館(つくば市)	指定管理	平成30年4月～	無
	YMCAひかりの子第1	その他	平成29年4月～	無
	YMCAひかりの子第2	その他	令和3年4月～	無

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	こども部こども政策課
評価対象期間	平成29年(2017)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで(4年間)

1 施設の概要

施設概要	名称	つくば市子育て総合支援センター			
	所在地	つくば市流星台61番地1			
	関係条例等	つくば市子育て総合支援センター条例 つくば市子育て総合支援センター条例施行規則			
	設置目的	市民が安心して子育てができる環境の充実を図るため、子育ての支援に資する事業を総合的に行う施設として設置する。			
指定管理者	名称	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社			
	所在地	茨城県牛久市栄町三丁目186番地			
指定管理業務の内容	<p>1 つくば市子育て総合支援センター条例第2条に掲げる事業の実施に関すること。 (1) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業 (2) 子育ての支援に関する人材の養成及び活用に関する事業 (3) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業 (4) 前3号に掲げるもののほか、子育ての支援に資する事業で市長が必要と認めるもの</p> <p>2 利用許可に関すること。</p> <p>3 利用料金の徴収に関すること。</p> <p>4 センターを利用するものに対する利用の制限及び停止並びに退去命令に関すること。</p> <p>5 利用許可の取り消しに関すること。</p> <p>6 センター及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>7 その他前各号に掲げる業務を行うにつき必要な行為をすること。</p>				
指定期間	平成29年(2017年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで(5年間)				
総合評価(年度評価)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
	A	A	A	A	

管理運営実績データ

施設名

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等	<p>○予算計画(収入)</p> <p>【平成29年度】 一時預かり 2,330,000円 貸室 35,000円 名札利用 235,000円 ※利用者数・稼働率等の目標設定は無し</p> <p>【平成30年度】 一時預かり 2,600,000円 貸室 35,000円 名札利用 235,000円</p> <p>○目標 通常広場 37,960人 一時預かり 2,044人 貸室利用者数 800人 出張広場 2,190人 サークル支援 50人</p> <p>【令和元年度】 一時預かり 2,600,000円 貸室 35,000円 名札利用 235,000円</p> <p>○目標 通常広場 37,830人 一時預かり 2,037人 貸室利用人数 800人 出張広場 1,830人 サークル支援 50人</p> <p>【令和2年度】 一時預かり 3,000,000円 貸室 35,000円 名札利用 235,000円</p> <p>○目標 通常広場 33,695人 一時預かり 1,746人 貸室利用人数 800人 出張広場 1,586人 サークル支援 75人</p>	<p>●収入</p> <p>【平成29年度】 一時預かり 2,884,500円 貸室 56,850円 名札利用 240,500円</p> <p>【平成30年度】 一時預かり 3,004,500円 貸室 62,450円 名札利用 228,700円</p> <p>【令和元年度】 一時預かり 2,940,900円 貸室 59,600円 名札利用 182,400円</p> <p>【令和2年度】 一時預かり 1,945,000円 貸室 45,150円 名札利用 116,100円</p> <p>●利用者数</p> <p>【平成29年度】 通常広場(292日) 47,781人 一時預かり 291日 2,045人 貸し室利用 1,517人 出張広場 145日 2,759人 サークル支援 235人 合計 54,337人</p> <p>【平成30年度】 通常広場(291日) 46,342人 一時預かり 2,186人 貸し室利用 1,470人 出張広場(149日) 2,763人 サークル支援 227人 合計 52,988人</p> <p>【令和元年度】 通常広場(290日) 38,850人 一時預かり 1,920人 貸室利用人数 498人 出張広場(121日) 2,145人 サークル支援 197人 合計 43,610人</p> <p>【令和2年度】 通常広場(245日) 24,758人 一時預かり 1,541人 貸室利用人数 378人 出張広場(58日) 474人 サークル支援 71人 合計 27,222人</p>	<p>令和2年度の収入減や利用者の減少については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閉館の期間があったことや、イベントの人数制限や中止、また、利用者の利用自粛による影響から利用者数の減少があったと考えられる。</p>
自主事業 (講座・セミナー等)	<p>誕生日会(月1回) ふれあい夏祭り(年1回) ハロウィンパーティー(年1回) ふれあいクリスマス会(年1回)</p> <p>誕生日会(月1回) ふれあい夏祭り(年1回) ハロウィンパーティー(年1回) ふれあいクリスマス会(年1回)</p> <p>栄養講座(年1回) エコまつり(年2回) 工作教室(年1回) 食育講座(年6回) 骨盤調整ヨガ(年6回) 子育て講座(年7回) 親子リトミック講座(年8回) 子育てフェスティバル(年1回)</p>	<p>誕生日会(月1回) H29:366人 H30:341人 R1:248人 R2:126人 ふれあい夏祭り(年1回) H29:326人 H30:375人 R1:355人 R2:中止 ハロウィンパーティー(年1回) H29:162人 H30:160人 R1:154人 R2:中止 ふれあいクリスマス会(年1回) H29:174人 H30:171人 R1:176人 R2:中止 栄養講座(年1回) R1:70人 R2:38人 エコまつり(年2回) H29:2,301人 H30:2,247人 R1:2,060人 R2:2,106人 工作教室(年1回) H29:50人 H30:58人 R1:68人 R2:22人 食育講座(年6回) H29:338人 H30:494人 R1:390人 R2:235人 骨盤調整ヨガ(年6回) R1:130人 R2:65人 子育て講座(年7回) R1:36人 R2:27人 親子リトミック講座(年8回) R1:212人 R2:96人 子育てフェスティバル(年1回) H29:1,016人 H30:923人 R1:945人 R2:中止</p>	<p>指定事業に基づく講座やイベントに加えて、自主事業として多種多様な講座やイベントを実施しており、利用者が楽しめる内容となっている。</p> <p>令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施に当たり密にならないように参加人数を制限するなどの措置をするよう指導したほか、大きなイベントについては中止とした。</p>

<p>アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)</p>	<p>すべてのサービスにおいて、子どもと子育て家庭の視点に立ち、利用者が安心して快適に過ごせる場を提供する。 利用者満足度調査を年1回行うとともに、常設の意見箱を設置し、利用者のニーズを聴取する。</p>	<p>【平成29年度】 11月実施 回答数 260件 ◎満足度 施設の利用しやすさ 94% 職員について 95% 【平成30年度】 11月実施 回答数 198件 ●管理は行き届いているか 満足88% 普通11% 不満1% ●施設の利用しやすさ 満足91% 普通6% 不満3% ●職員の対応 満足89% 普通11% 【令和元年度】 11月実施 回答数 175件 管理は行き届いているか 満足 92% 普通 8% 施設の利用しやすさ 満足95% 普通4% 不満1% 職員の対応 満足95% 普通5% 【令和2年度】 11月実施 回答数 161件 管理は行き届いているか 満足 95% 普通 4% 回答なし 1% 施設の利用しやすさ 満足95% 普通4% 不満1% 職員の対応 満足96% 普通4%</p>	<p>毎年、利用者満足度は非常に高く、高評価である。 引き続き、満足度向上を目標に、相談業務や保育サービスの質を維持するよう指示している。 また、条例や規則・協定等を遵守し、利用者の側に立った対応を継続するよう指示している。</p>
<p>収支状況</p>	<p>○収支予算 【平成29年度】 収入計 35,280千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 2,600千円 自主事業収入 200千円 支出計 35,280千円 人件費 26,120千円 その他 9,160千円 【平成30年度】 収入計 35,550千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 2,600千円 自主事業収入 200千円 支出計 35,550千円 人件費 26,520千円 その他 9,030千円 【令和元年度】 収入計 35,650千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 2,870千円 自主事業収入 300千円 支出計 35,650千円 人件費 28,650千円 その他 7,000千円 【令和2年度】 収入計 36,050千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 3,270千円 自主事業収入 300千円 支出計 36,050千円 人件費 27,955千円 その他 8,095千円</p>	<p>○収支決算 【平成29年度】 収入計 35,989千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 3,181千円 自主事業収入 327千円 支出計 35,989千円 人件費 26,519千円 その他 9,470千円 差引 0千円 【平成30年度】 収入計 36,111千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 3,296千円 自主事業収入 335千円 支出計 36,111千円 人件費 27,957千円 その他 8,154千円 差引 0千円 【令和元年度】 収入計 35,811千円 指定管理料 32,349千円 利用料金収入 3,183千円 自主事業収入 279千円 支出計 35,811千円 人件費 25,986千円 その他 9,825千円 差引 0千円 【令和2年度】 収入計 34,676千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 2,106千円 自主事業収入 90千円 支出計 34,676千円 人件費 27,024千円 その他 7,652千円 差引 0千円</p>	<p>令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閉館の期間があったことやイベントの人数制限や中止、利用者の利用自粛による影響から収入の減少があったと考えられる。 また、節電、節水等により管理経費の縮減に努め、運営管理のために適切な支出をするよう指示した。</p>

2 評価結果

評価項目		
(1)管理状況		評点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	3
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	2
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	3
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	3
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	2
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	3
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	2
<p>【評価の理由】</p> <p>安全対策・事故防止対策については、指定管理期間内を通じて、大きな事故やトラブルの発生もなく、安全性が確保されていると判断する。</p> <p>また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職員はもちろん来館者全員の検温・手指消毒を徹底して行っている。</p> <p>避難訓練も毎月実施し、緊急時の対応に備えている。</p> <p>(以下、主な加点理由)</p> <p>① 徹底事項として、入館時の検温、手指の消毒、大人のマスク着用、毎日数回室内の換気、おもちゃの消毒、職員の消毒用アルコールの携帯を行った。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止としてのつくば市の取組(子育て支援拠点の運用ガイドライン)を職員に周知し、必要に応じて複数回ミーティングを行い、感染症拡大防止の徹底を図った。</p> <p>④ 指定管理期間内を通じて、職員の有給休暇の取得率も良く、時間外勤務はほとんどない。研修等での時間外勤務に対しても代休等で対応できており、労働環境は極めて良好といえる。</p> <p>⑥ 令和2年度の利用者の軽度の火傷事案については再発防止に向けて、R3. 2月報告書の事案発生直後、加湿器の周りに動かない柵を設置した。また、加湿器自体後日に撤去し、吹き出し口が高温化しない加湿器に変更した。加えて、職員へは改めて注意喚起を実施した。</p>		
(2)運営状況		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	3
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	2
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	2
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	3
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	3
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	4
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	2
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	2

【評価の理由】

利用者アンケートや利用者との直接の会話の中から、利用者のニーズを読み取り、自主事業にも反映させているとともに、利用者が快適に利用できるよう対応している。

(以下、主な加点理由)

① 新型コロナウイルス感染症対策のため、施設内が密にならないよう努めつつ、一方で利用者に順番で広場等を利用してもらうよう声かけをするなど、公平な利用ができるよう配慮を行った。

④ 利用者の満足度は高いが、要望があれば、センター内、こども政策課に周知される状況にあり、また、毎年アンケート調査や利用者懇談会を行って意見の把握に努めている。実際に、次回の指定管理者募集に際し施設の予約システムの導入を予定しているが、これは利用者からの要望を受けた支援センターからの令和2年での提案でもあり、意見の反映に努めているといえる。他にも子どもトイレへのおむつ交換台の設置、女子トイレにセラミックファンヒーターの設置を行う等、利用者の意見を反映して、利便性向上のための対応を行った。

⑤ 指定管理期間を通じて、大きな苦情・トラブルの発生はないが、利用者からの苦情等については、センター長が対応したり、職員が粘り強く傾聴するなどして、大きなトラブルに広がらない取り組みがされている。苦情を出した利用者の多くがその後も引き続き利用し続けてくれていることも、苦情に対する適切な対応の表れといえる。

⑥ 苦情やトラブルの発生もなく、利用者の満足度については、施設の管理状況、施設の利用しやすさ、施設職員の対応の項目で平成30年度は90%を下回ったもののそれ以外はすべて95%前後の高い評価を得ている。

2 評価結果

評価項目			
(3) 収支状況	項目	視点	評点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	2
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	2
【評価の理由】			
<p>身近なところでの節電や節水など、縮減できるところは常に可能なかぎり取り組んでいる。 事業収支については、令和元年度には、職員の退職による人件費の減額や、突発的な修繕等で支出額の前年度比での増加、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閉館や利用制限があったため利用料収入の減少などがあったが、指定期間内を通じて、全体的に収入の範囲内で事業が遂行できており、適切な収支管理ができていると判断する。</p>			

【総合評価】

合計評点	43	評価ランク	A
------	----	-------	---

【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。

指定管理開始から、利用者アンケートによる利用者満足度は常に高い評価を受けており、一定水準を維持していることから、事業運営が安定していると判断できる。
 特に令和2年度に関して、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、感染防止の観点から利用者が密にならないよう努めつつ、公平な利用ができるよう配慮するなど、難しい状況の中で臨機応変に対応出来ていた。
 利用者のニーズに合わせて各種専門職や専門機関との連携を図りながら相談の充実に努めていると共に、おむつ交換台やセラミックヒーターの設置など利用者の利便性の向上に努めている。
 また、センター内のできる勉強会の実施やオンラインを活用してスキルアップ研修に参加するなど、サービス向上に取り組んでいる。引き続き利用者から高い評価を受けられる運営ができるよう助言していく。また、子育て総合支援センターが中心となり、子育て支援団体・サークル団体・地域等とのネットワークを構築し、子育ての情報提供や相談、子育て支援者の養成・育成を引き続き推進していけるよう指導と助言をしていく。

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
- 3: 目標や計画を上回る成果があがったもの
- 2: 目標や計画どおりの成果があがったもの
- 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
- 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
(0点の項目が無く、合計点が49点以上)
- A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
(0点の項目が無く、合計点が39～48点)
- B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
(0点の項目が無く、合計点が30～38点)
- C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
(合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
- D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
(合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加算
- A: 3点加算
- B: 0点
- C: 3点減算
- D: 5点減算

※更新評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。